

## 鎌倉市ごみ焼却施設基本構想（案）への意見を募集しています。

現在、鎌倉市には名越クリーンセンター及び今泉クリーンセンター、二つのごみ焼却施設がありますが、今泉クリーンセンターは平成26年度末に焼却を停止し、平成27年度以降は、名越クリーンセンターのみでごみの焼却を行っていきます。しかし、名越クリーンセンターは老朽化が進んでいるため、平成25年度、26年度に基幹的設備改良工事を実施し、概ね10年程度の施設の延命化を施図ります。

ごみ減量・資源化施策に取り組み、工事終了後も年間約30,000トンの焼却を継続していくわけですが、延命化が終了した名越クリーンセンターで焼却行為を継続していくことに限界があるため、平成37年頃には、必ず新たな焼却施設の建設が必要となります。このため、鎌倉市では、新たな焼却施設の建設に向けて準備を進めており、その第1歩として、「鎌倉市ごみ焼却施設基本構想（案）」を作成しましたので、市民の皆様からの意見を募集します。

### 1 意見募集期間

平成25年4月25日（木）から平成25年5月24日（金）

### 2 意見書の提出方法

所定又は任意の様式に住所・氏名・電話番号・意見を記載のうえ、平成25年5月24日（金）17時15分（必着）までに郵送、ファックス、電子メール（添付ファイル不可）など又は直接環境施設課まで提出して下さい。

なお、意見について個別の回答はしませんが、いただいた意見と市の考え方につきましては、意見を整理したうえで、市のホームページにて公表します。

(1) 直接提出：環境施設課（市役所本庁舎1階）

（8時30分から17時15分まで。土・日・祝日は除く）

(2) 郵送：〒248-8686 鎌倉市環境部環境施設課

（郵便番号を記載していただければ、住所は記載不要です）

(3) F a x : 0 4 6 7 - 2 3 - 8 7 0 0

(4) 電子メール：[siseken@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:siseken@city.kamakura.kanagawa.jp)

### 3 提出できる方

市内在住・在勤・在学か本市に納税義務のある方などです。

（鎌倉市意見公募手続条例第2条第1項第3号に規定された「市民等」）

### 4 問合せ先

鎌倉市環境部環境施設課

電話 0467-61-3625（ダイヤルイン）

